

## 令和3年度秦野市短期集中予防通所サービス事業委託業務仕様書

### 1 事業の趣旨

秦野市短期集中予防通所サービス事業は、要支援者及び事業対象者を対象として、3～6か月の短期間に、運動・栄養・口腔等の要素を組み合わせたプログラムを集中的に提供することにより、サービスの利用者が生活機能を向上させ介護保険を「卒業」して、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことを目的とする。

### 2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 事業の対象者

本市の介護保険被保険者のうち次のいずれかに該当する者で、介護保険からの「卒業」の意思がある者とする。

- (1) 要支援認定を受けた方
- (2) 基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

### 4 提供サービスの内容

- (1) 提供サービスの内容は、受託者が有する知識、経験及び資格を活かし、利用者の生活機能の改善や意欲の向上、自信の回復など心身の自立を促すもので、運動機能の向上訓練に加えて、可能な限り、栄養改善や口腔機能の向上を目的とした指導を取り入れ、生活機能全体の向上を図るものとする。
- (2) 受託者は、地域高齢者支援センターが作成する介護予防ケアマネジメント計画に基づき、個別の課題や目標を定めた個別サービス計画を作成すること。その際、サービス事業終了後も住み慣れた地域で実施されている地域活動や運動習慣（自主的な運動）等の定着に繋がるように目標を設定すること。
- (3) 受託者は、サービス提供開始時及び、サービス提供1か月ごとに、次の評価項目を測定し記録すること。

なお、体力測定は、厚生労働省が定める「運動器の機能向上マニュアル」（平成21年3月改訂版）にしたがい行うものとする。

統一指標

評価指標	評価項目
筋力	握力（右・左）
バランス能力	開眼片足立ち（右・左）
複合的動作能力	Time up & go test
歩行能力	5 m歩行時間（最大）
柔軟性	長座位前屈
痛み	V A S
主観的健康観	主観的健康観スケール
基礎データ	身長、体重血圧

- (4) 受託者は、1か月ごとに、統一指標等に基づく理学療法士等による評価及び、サービス提供実績を発注者及び地域高齢者支援センターに報告すること。
- また、3か月経過時点で、事前・事後アセスメントの結果を集計し、目標の達成、運動器の機能の変化、主観的健康観、残されている課題等を評価し、発注者及び地域高齢者支援センターに評価内容を報告すること。
- (5) 受託者は、利用者の身体及び精神面の変化を観察し、個別サービス計画の見直し等適切に対処すること。
- (6) 受託者は、利用者の目標達成度と生活機能等の改善状況について評価を行い、必要に応じ計画に反映すること。
- (7) サービスの提供時間は、受託者が定める。
- (8) サービスの提供形式は、教室型（最低催行人数の規定あり）・個別型（随時加入可）を問わない。
- (9) 事業の対象者の送迎は必須としない。
- (10) 提供するサービス内容及び送迎の有無については、あらかじめ地域高齢者支援センターに十分な情報提供を行うこと。
- (11) 受託者は、利用者がサービス提供終了後に介護予防教室や社会参加ができるように、地域高齢者支援センターと連携して地域の通いの場等の意向を促すこと。

## 5 利用者負担

- (1) 利用者が負担するサービス利用料は無料とする。
- (2) 受託者は、サービス提供に必要な実費について、利用者から支払を受けることができる。ただし、あらかじめ、利用者又はその家族に、当該サービスの内容及び費用負担について説明を行い、同意を得ること。

## 6 サービスの提供者

- (1) サービス提供者は、サービス内容に応じた専門職（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師等）とする。
- (2) サービス提供者の員数は、サービスの提供に必要と認められる数とする。

## 7 サービス提供期間

- (1) 利用者1人当たりのサービス提供期間は、原則3か月とし、サービス提供期間終了時に地域高齢者支援センターが行うアセスメントにおいて必要と認められる場合は、さらに3か月（最長6か月まで）延長できるものとする。
- (2) このサービスを利用した者が再度利用する場合は、原則として6か月以上の期間をあけること。

## 8 サービス提供回数

- (1) 利用者1人当たりのサービス提供回数は、週当たり1回以上2回までとする。
- (2) サービス提供回数は、介護予防ケアマネジメントAに基づき、利用者の心身の状態に応じて決定する。

## 9 提供場所

- (1) 受託者は、事業の実施に適した場所を確保すること。
- (2) 受託者は、事業の実施に必要な設備、備品、消火設備その他非常災害に必要な設備を整備すること。

## 10 受託者の要件

次の要件のすべてを満たしていること。

- (1) 法人格を有し、サービスを円滑に実施することが可能な人員、設備及び

運営体制を有すること。

- (2) 令和3年3月31日現在で、通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定又は指定地域密着型サービス事業者の指定若しくは秦野市通所型サービス事業者の指定を受けていること又はスポーツインストラクターの資格を有する従業者を有し、かつ、短期集中予防通所サービス事業と類似した高齢者を対象とした業務の実績があること。
- (3) 秦野市において一般競争入札の参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) その他関係法令等に違反していないこと。

#### 11 衛生管理等

- (1) 受託者は、サービス提供者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこと。
- (2) 受託者は、サービス提供に使用する設備、備品等について衛生的な管理に努めること。
- (3) 受託者は、感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じること。

#### 12 秘密保持等

- (1) 受託者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、サービス提供者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

#### 13 事故発生時の対応

- (1) 受託者は、サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域高齢者支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

- (3) 受託者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務時間内における利用者の事故等に配慮し、傷害保険や損害賠償保険に加入しなければならない。

14 緊急時等の対応

- (1) 受託者は、サービス提供時間帯に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに救急搬送等の必要な措置を講じること。
- (2) 受託者は、火災、風水害、地震等の非常災害に対処するための具体的計画を定め、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知したうえで、避難など必要な訓練を行うこと。

15 委託料の支払方法

- (1) 受託者は、翌月10日までに、4(4)の規定に基づき作成した業務の記録とともに、発注者に請求を行うものとする。
- (2) 月額支払額は、下表に基づく単価契約とする。

回数等	委託料単価
週1回の利用者	1人・1月につき 17,171円
週2回の利用者	1人・1月につき 35,205円

- (3) 本事業は、平成27年3月31日厚生労働省告示第231号に基づき、非課税とする。
- (4) 発注者は、請求を受けてから30日以内に、受託者が指定する口座に振り込むものとする。

16 その他の留意事項

- (1) 受託者は、事業の実施について、秦野市通所型サービス事業実施規則（平成27年秦野市規則第42号）の規定を遵守すること。
- (2) 実施の手順は、発注者が別に定める「短期集中予防通所サービス実施手順書」のとおりとする。
- (3) 受託者は、サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

- (4) 業務内容に疑義を生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。